

所得控除等の一覧表

《 控除1 》 所得控除 令和5年度 市・県民税（令和4年分 所得税）

		市・県民税の控除額 []内は所得税の控除額等		要件	
雑損控除	〔損失額－補てん金〕－（所得×10%） 又は（災害関連支出－5万円）のいずれか多い方の金額			災害や盗難、横領により生活資産に損害を被ったとき。 【証明書が必要】	
医療費控除	（令和4年中に支払った医療費の総額）－（健康保険組合・生命保険等からの補填額）－（10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額） （控除限度額：200万円）			本人や、本人と生計を一にする親族のために支払った医療費があるとき。 《セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を適用する場合》 左枠中、「医療費」を「スイッチOTC医薬品の購入費」に、「10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額」を「12,000円」に読み替えます。 （控除限度額：88,000円） 【明細書その他証明書が必要】	
社会保険料控除	健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料や国民年金・厚生年金等の社会保険料の支払金額			令和4年中に支払った金額 【国民年金は証明書が必要】	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金（旧第2種を除く。）や心身障害者扶養共済制度の掛金等			令和4年中に支払った金額 【領収書が必要】	
生命保険料控除	保険料支払金額		控除額	※平成23年12月31日以前に締結した契約と、翌日以後に締結した契約の双方について控除を受ける場合は、それぞれに該当する計算式から各控除額を求めます。◇適用限度額は「▼平成24年1月1日以後に締結した契約分」参照。 「一般生命保険」、「個人年金保険」契約に基づいて支払った保険料（両方ある場合は、各区分の控除額の合計額） ◇適用限度額 所得税（計10万円）住民税（計7万円） 一般生命保険料控除 50,000円 35,000円 個人年金保険料控除 50,000円 35,000円 【証明書が必要（一般生命保険の保険料が9,000円以下の場合不要）】	
	▼「平成23年12月31日以前」に締結した契約分				
	1円～15,000円 [25,000円]	支払金額＝控除額			
	15,001円～40,000円 [25,001円] [50,000円]	支払金額×50%＋7,500円＝控除額 [12,500円]			
	40,001円～70,000円 [50,001円] [100,000円]	支払金額×25%＋17,500円＝控除額 [25,000円]			
	70,000円以上 [100,001円]	一律35,000円 [50,000円]			
	▼「平成24年1月1日以後」に締結（変更）した契約分				
	1円～12,000円 [20,000円]	支払金額＝控除額			
12,001円～32,000円 [20,001円] [40,000円]	支払金額×50%＋6,000円＝控除額 [10,000円]				
32,001円～56,000円 [40,001円] [80,000円]	支払金額×25%＋14,000円＝控除額 [20,000円]				
56,001円以上[80,001円]	一律28,000円 [40,000円]				
地震保険料控除	地震	1円～50,000円	支払金額×50%＝控除額 [支払金額＝控除額]	地震保険又は旧長期損害保険契約に基づいて支払った保険料 両方ある場合は、それぞれの区分の控除額の合計額 ※ただし、最高25,000円（所得税では50,000円） ◇旧長期損害保険契約 H18.12.31までに契約し、H19.1.1までに保険期間又は共済期間が開始し、満期返戻金等があり、保険期間又は共済期間が10年以上のものでH19.1.1以後に契約の変更をしていないもの ◇1つの契約で地震保険と長期損保の両方に該当するものは、どちらか一方を選択して控除します。 【証明書が必要】	
		50,001円～	一律25,000円 [50,000円]		
	旧長期	1円～5,000円 [10,000円]	支払金額＝控除額		
		5,001円～15,000円 [10,001円] [20,000円]	支払金額×50%＋2,500円＝控除額 [5,000円]		
15,001円以上 [20,001円]	一律10,000円 [15,000円]				
障害者控除	障害者	26万円 [27万円]	本人が障害者で合計所得金額が135万円以下の人は市・県民税は非課税	本人又は扶養親族【注1】が身体障害者手帳3～6級の人や医師等に知的障害者と判定された人など	
	特別障害者	30万円 [40万円]		本人又は扶養親族【注1】が身体障害者手帳1～2級の人や医師等に重度の知的障害者と判定された人など	
	同居特別障害者	53万円 [75万円]		上記の特別障害者に該当する親族で、控除を受けようとする人又はその配偶者若しくは控除を受けようとする人と生計を一にする他の親族のいずれかと同居している人	
寡婦控除	26万円 [27万円]	合計所得金額が135万円以下の人は市・県民税は非課税	次のいずれかに該当する合計所得金額が500万円以下の人で、ひとり親控除に該当しない人（いずれも事実婚状態の人を除く） ①夫と死別後婚姻していない ②夫と離別後婚姻せず、扶養親族【注2】がいる		
ひとり親控除	30万円 [35万円]	合計所得金額が500万円以下の人で、配偶者と死別若しくは離婚後婚姻していない、又は未婚であり、生計同一の子【注3】がいる人（事実婚状態の人を除く）			
勤労学生控除	26万円 [27万円]		合計所得金額が75万円以下の学生で、勤労によらない所得金額が10万円以下の人 【学生証等の写しが必要】		
配偶者控除	本人の合計所得金額（給与だけの場合の収入）		控除額	老人の配偶者の場合の控除額 老人の配偶者とは、昭和28年1月1日以前に生まれた人 合計所得金額が48万円以下の妻又は夫と生計を一にする人（事業専従者を除く。）	
	1円～9,000,000円 (1,095万円以下)	33万円 [38万円]	38万円 [48万円]		
	9,000,001円～9,500,000円 (1,095万円超1,145万円以下)	22万円 [26万円]	26万円 [32万円]		
	9,500,001円～10,000,000円 (1,145万円超1,195万円以下)	11万円 [13万円]	13万円 [16万円]		
配偶者特別控除	※裏面の《 控除2 》をご覧ください。		控除を受けようとする人の合計所得金額が1,000万円以下		
扶養控除【注2】	年少扶養 0円 [0円]	平成19年1月2日以降に生まれた人			
	一般扶養 33万円 [38万円]	平成16年1月2日～平成19年1月1日及び昭和28年1月2日～平成12年1月1日に生まれた人			
	特定扶養 45万円 [63万円]	平成12年1月2日～平成16年1月1日に生まれた人			
	老人扶養 38万円 [48万円]	昭和28年1月1日以前に生まれた人			
	同居老親等扶養 45万円 [58万円]	同居老親とは、老人扶養のうち控除を受けようとする人又はその配偶者の直系尊属（父母等）でそのいずれかと同居している人			
基礎控除	本人の合計所得金額		控除額	合計所得金額が2,500万円以下の人	
	2,400万円以下		43万円 [48万円]		
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円 [32万円]		
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円 [16万円]		

【注1】 年少扶養親族（平成19年1月2日以降に生まれた人）も含む

【注2】 他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者になつておらず、合計所得金額が48万円以下の、生計を一にする親族（年少扶養親族も含む）

【注3】 他の人の同一生計配偶者や扶養親族になつておらず、総所得金額等が48万円以下の子（年少扶養親族も含む）

《 控除2 》 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額 (単位：円)	給与収入に換算した金額 (単位：円) ※給与だけの場合の収入	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
480,001 ～ 950,000	1,030,001 ～ 1,500,000	33万円 [38万円]	22万円 [26万円]	11万円 [13万円]
950,001 ～ 1,000,000	1,500,001 ～ 1,550,000	33万円 [36万円]	22万円 [24万円]	11万円 [12万円]
1,000,001 ～ 1,050,000	1,550,001 ～ 1,600,000	31万円 [31万円]	21万円 [21万円]	11万円 [11万円]
1,050,001 ～ 1,100,000	1,600,001 ～ 1,667,999	26万円 [26万円]	18万円 [18万円]	9万円 [9万円]
1,100,001 ～ 1,150,000	1,668,000 ～ 1,751,999	21万円 [21万円]	14万円 [14万円]	7万円 [7万円]
1,150,001 ～ 1,200,000	1,752,000 ～ 1,831,999	16万円 [16万円]	11万円 [11万円]	6万円 [6万円]
1,200,001 ～ 1,250,000	1,832,000 ～ 1,903,999	11万円 [11万円]	8万円 [8万円]	4万円 [4万円]
1,250,001 ～ 1,300,000	1,904,000 ～ 1,971,999	6万円 [6万円]	4万円 [4万円]	2万円 [2万円]
1,300,001 ～ 1,330,000	1,972,000 ～ 2,015,999	3万円 [3万円]	2万円 [2万円]	1万円 [1万円]

※控除額 [] 内は所得税の控除額

《 収入1 》 公的年金等の雑所得の求め方

※公的年金等の収入金額が330万円以上の場合、年齢を問わず、同じ計算式で所得金額を求めます。

【65歳未満】生年月日が昭和33年1月2日以降の人

【65歳以上】生年月日が昭和33年1月1日以前の人

年齢	公的年金等の収入金額	所得金額を求める計算式
65歳未満	0円～1,299,999円	収入－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×95%－1,455,000円
	10,000,000円～	収入－1,955,000円
65歳以上	0円～3,299,999円	収入－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×95%－1,455,000円
	10,000,000円～	収入－1,955,000円

上記の計算式は、公的年金等の雑所得以外の所得金額の合計が1,000万円以下の場合に用います。

公的年金等の雑所得以外の所得金額の合計が

①1,000万円超2,000万円以下の場合、上記の計算式+10万円

②2,000万円超の場合、上記の計算式+20万円

が、公的年金等の雑所得金額となります。

《 収入2 》 給与所得の求め方

収入金額	計算式又は所得金額
0円～ 550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	収入－55万円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
☆ 収入=1,628,000円～6,599,999円の人 ☆ 収入金額を該当の所得計算式に当てはめる前に、端数処理を行う。 【端数処理の計算方法】 ①収入金額÷4,000=A ②小数点以下を切捨てたA×4,000(端数処理をした収入金額)	
1,628,000円～ 1,799,999円	収入×60%+10万円
1,800,000円～ 3,599,999円	収入×70%－8万円
3,600,000円～ 6,599,999円	収入×80%－44万円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入×90%－110万円
8,500,000円～	収入－195万円

※子育てや介護を行っている人、給与所得と公的年金等の雑所得が両方ある人は、一定の条件のもと所得金額調整控除が適用されます。詳しくは市のホームページをご覧ください。

《 税率表 》

	均等割【注1】	所得割
市民税	3,500円	6%
県民税【注2】	1,800円	4.025%
均等割が非課税になる人	●同一生計配偶者・扶養親族がいない場合 合計所得金額が45万円以下の人 ●同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人 (同一生計配偶者+扶養親族数+1)×35万円+31万円	
所得割が非課税になる人	●同一生計配偶者・扶養親族がいない場合 総所得金額等が45万円以下の人 ●同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人 (同一生計配偶者+扶養親族数+1)×35万円+42万円	
非課税の範囲	●生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ●障害者・未成年者【注3】・寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人	

【注1】緊急防災・減災事業の財源として、平成26年度から令和5年度まで均等割額の臨時的な引上げ(市民税・県民税各500円を上乗せ)を実施しています。

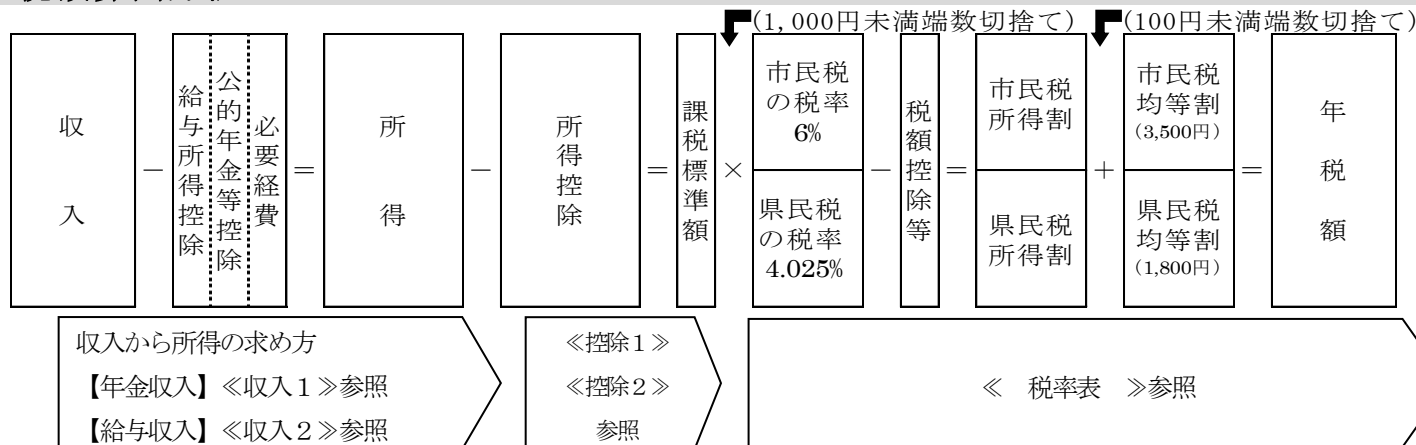
【注2】県民税は、神奈川県が水源環境保全等の事業の財源とするために超過課税(所得割の税率0.025%、均等割の額300円を上乗せ)を実施しています。

【注3】民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。令和5年度課税の場合、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の人には未成年者にはあらず、平成17年1月3日以降生まれの人が未成年者となります。

課税所得金額=A	計算式又は税額
～ 195万円以下	A×5%=税額
195万円超～ 330万円以下	A×10%－97,500円=税額
330万円超～ 695万円以下	A×20%－427,500円=税額
695万円超～ 900万円以下	A×23%－636,000円=税額
900万円超～1,800万円以下	A×33%－1,536,000円=税額
1,800万円超～4,000万円以下	A×40%－2,796,000円=税額
4,000万円超～	A×45%－4,796,000円=税額

※平成25年分から令和19年分までは復興特別所得税が加算されます。
復興特別所得税=基準所得税額×2.1%
基準所得税額とは、外国税額控除前の所得税額です。

税額算出方法



お問い合わせ

■所得税について ⇒ 大和税務署 ■住民税(市・県民税)について ⇒ 大和市役所 2階 市民税課

【TEL】046(262)9411

【TEL】046(260)5232～4(直通)